北海道保険者協議会体制に係る関係規程の改正イメージ

【改正理由】 国の保険者協議会設置要領の改正・第四期北海道医療費適正化計画策定

- く改正のポイント>
- ○医療費適正化計画部会の新設(医療関係者等の参加促進) ○事業割による費用負担の新設(協議会事業の活性化促進)

専門部会の新設

- •企画調査部会
- ·保健活動部会
- ·【新設】医療費適正化計画部会(仮称)



医療関係者

道、各保険者、医師会、 歯科医師会、薬剤師会、 看護協会等



所管任務

- ・「道医療費適正化計画の策定・変更」への意見提出に必要な分析
- ・「同計画の目標・施策の達成・実施状況等」への意見提出に必要な分析
- ・その他目的達成に必要な事項

事業の活性化 (事業割の導入)

·構成割(仮称: 名称付与)<-----

従来の 費用負担

·【新設】事業割(仮称)

全道的な特定健診 受診率向上への取組 が可能に!!

概要

- ·協議会主催事業に参加を希望する保険者が事業費を分担する什組み
- ・協議会をベースに複数保険者の協働による保健事業等の展開が可能
- 事業に参加を希望しない保険者の負担は生じない(構成割のみ)

